

# 第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年10月21日(火) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司 ・ 6 赤塚 薫  
7 伊藤 征一 ・ 9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎 ・ 13 丹羽 芳久  
14 前田 紀男 ・ 15 杉谷 正美 ・ 16 田中 茂人 ・ 20 中川 文博  
22 中林 長一 ・ 23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝

以上15名

欠席委員 2 太田 義政 ・ 48 前川 正次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：北角担当主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 43 後藤 勝 ・ 13 丹羽 芳久

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議長 それでは第10回第1農地部会を開催させていただきます。  
本日の欠席は2名で、出席委員は15名です。  
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
43番 後藤 委員、13番 丹羽 委員、よろしく申し上げます。  
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第5号  
まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1から6で、2ページになりますが、合計で件数は6件、合計面積は  
26,444㎡、このうち田が25,945㎡、畑が499㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により  
解約したものであります。  
3ページから5ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1から3で、5ページになりますが、合計で件数は3件、面積は  
20,109.99㎡、その内訳は、田が15,707㎡、畑が  
4,393.99㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございまして、あっせん希望はありません  
でした。  
なお、現況地目が宅地・山林になっているところにつきましては、無断転用の  
可能性がありますので、届出人に対して、指導しております。  
6ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてござい  
ます。  
番号1、一般個人住宅用地、番号2、駐車場用地、番号3、店舗用地、以  
上、件数は3件で、合計面積は1,378㎡、このうち田が1,011㎡、畑  
が367㎡でございます。  
7ページ、8ページをお願いいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権  
移転）でございます。  
番号1は駐車場用地、番号2は一般個人住宅用地、番号3は分譲住宅用地、  
8ページになりますが、番号4は分譲住宅用地でございます。以上、件数は4  
件で、合計面積は11,903.91㎡、その内訳としまして、田が  
10,557㎡、畑が1,346.91㎡でございます。  
9ページをお願いいたします。  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借  
権）になります。  
番号1及び2で、いずれも店舗用地、合計2件で、面積は田で2,022㎡  
でございます。  
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたしま  
す。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございます。よ

ろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 \_\_\_\_\_ 外2名、面積 16,949.17㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,370㎡、申請地 白塚町九門久 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積146㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗真、一身田、受人 \_\_\_\_\_、面積 16,949.17㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,370㎡、申請地 栗真小川町坂下 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積406㎡、外4筆で、合計面積1,236㎡です。

これにつきましても、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 29,891.73㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 10,251.08㎡、申請地 高野尾町大谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積2,840㎡、外1筆で、合計面積4,780㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 18,026㎡、渡人 亡き \_\_\_\_\_、相続人 \_\_\_\_\_、面積 363㎡、申請地 高野尾町南野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積363㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農をする渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、面積 22,890.88㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,824㎡、申請地 芸濃町棕本六丁 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,487㎡です。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、病気のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は5件で、合計面積は8,012㎡、その内訳は田が5,782㎡、畑が2,230㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、2番、白塚。

青木委員	5番 青木です。1番、2番、事務局からの説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	わかりました。それでは、3番、4番、高野尾。
赤塚委員	6番 赤塚です。3番、4番、一括して報告させていただきます。 3番は営農縮小ということでございます。問題ありません。 次に4番、_____さんは、申請地の近くに畑を所有していることから、問題ありません。よろしくお願いいたします。
議 長	5番、棕本。
田中委員	16番 田中です。これは親戚同士でございまして、多く耕作もしてみえますので、問題ないと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。
議 長	はい。地元の委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたしました。 それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	続きまして、11ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里窪田町一之坪_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 359㎡です。 これにつきましては、申請地を貸し駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 高野尾、申請者 亡き_____相続人 _____、申請地 高野尾町中町_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 327㎡、外2筆、合計面積1,163㎡。 これにつきましては、大正10年ごろから農業用倉庫、居宅などに転用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号3、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本墓沢_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 109㎡、外2筆、合計面積812.12㎡。 これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町浄土寺三反田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 178㎡、外5筆で、合計

面積405㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地及び進入路用地とするものです。ただ、進入路につきましては既に転用されておりまして、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件で、合計面積は2,739.12㎡。このうち田が793㎡、畑が1,946.12㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんの意見をお伺いいたします。

1番、大里、私でございます。隣接する\_\_\_\_\_の駐車場が狭いため、貸すということです。何ら問題なかろうと思えます。よろしくお願いいたします。

2番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。この件は、9月15日に会長、部会長、事務局の方と現地確認していただきました。大正10年頃から、畑に農業用倉庫を建てているということで、始末書も出されていますので、よろしくお願いいたします。

議 長 3番、棕本。

田中委員 16番 田中です。この案件ですが、もう近隣は住宅街になっており、隣地の営農には問題がなかろうと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

議 長 はい、ありがとうございます。  
4番、村主。

平井委員 事務局の説明どおり、許可されましても何ら問題ございませぬので、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元の委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
それでは、2号議案については、許可することに決定をいたします。  
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、使用借人 有限会社\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 神戸乙木\_\_\_\_\_、台帳地目

田、現況地目 畑、面積623㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、使用借人に25年間有償で貸し付けた上で、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は279.36㎡、転用面積の44.8%に当たります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、受人 社会福祉法人\_\_\_\_\_理事 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外2名、申請地 高茶屋小森上野町野田\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,011㎡、外2筆で、合計面積3,152㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、保育園が利用する120台分の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多見泥\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積471㎡、外1筆で、合計面積478.15㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 安濃町内多見泥\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積317㎡、外3筆で、合計面積447㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 香良洲、受人 株式会社\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町新開地\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積198㎡、外9筆で、合計面積2,415㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する雑種地等と一体利用の上、合計面積4,463㎡の太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は全体で1,005㎡、敷地全体の22.5%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページになりますが、以上件数は5件、合計面積は7,115.15㎡、この内訳は、田が3,775㎡、畑が3,340.15㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。  
それでは1番、神戸。

池田委員 1番 池田です。現況地目は畑になっているんですけども、ほとんど宅地みたいな土地ですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 2番、高茶屋。

奥山委員 10番 奥山です。現地立ち会いしたところ、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 3番、4番、安濃。

中林委員 22番 中林。3番、4番とも住宅用地としては何ら問題ございませんので、お願いいたします。

議 長 それでは、5番、香良洲。

後藤委員 43番 後藤です。10月15日に会長また部会長、事務局で立会いをいたしまして、確認をしてきました。何ら問題はございませんということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 はい、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。  
 それでは、異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。  
 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、議案書14ページをお願いいたします。  
 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
 番号1、地区 藤水、借り人 \_\_\_\_\_株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 垂水南浦 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積605㎡です。  
 これにつきましては、借り人は、貸し人と平成27年1月31日までの賃貸借権を設定し、申請地を \_\_\_\_\_工場の資材置き場用地として一時転用するものです。  
 なお、申請地は平成23年6月ごろから \_\_\_\_\_工場の資材置き場として、その都度、施工業者が一時転用しておりまして、許可期限後には農地に戻す必要がありますが、そのまま資材置き場として使用されておりますことから、経過書のほうが提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。  
 番号2、地区 高野尾、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町下り町 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積156㎡。  
 これにつきましては、借り人は、貸し人と期間を定めない賃貸借契約をし、駐車場用地とするものです。ただ、平成4年ごろ既に転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。  
 番号3、地区 黒田、受け人 株式会社 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外4名、申請地 河芸町三行鎌戸 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積194㎡、外4筆で、合計面積1,467㎡です。  
 これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約をし、隣接

地を含めて太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は約600㎡、申請面積の約40%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数はこの3件で、合計面積は2,228㎡、このうち田が923㎡、畑が1,305㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。  
1番、藤水。

奥山委員 10番 奥山です。現地確認したところ何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 2番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。これは10月15日に現地確認していただきまして、以前からもう駐車場に貸してありましたけれども、この156㎡は新しく出てきたわけでございます。始末書も書かれていることから問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 3番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。10月15日に会長、部会長さん、地元委員さん含めて確認しました。特に何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 白塚、借り人 \_\_\_\_\_外1名、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町境 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積201㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と40年間の使用貸借契約をし、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出島貫町北浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積227㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と35年間の使用貸借契約をし、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 村主、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町連部ゆふけ\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件で、合計面積は927㎡、そのうち田が227㎡、畑が700㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。この件も何ら問題ないと聞いておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 2番、雲出。

大田委員 9番 大田です。10月10日に関係委員さんと事務局で現地確認をしました。排水について、2つ水利組合があるので、再度確認をするということで問題はございませんので、よろしくお願い致します。

議 長 3番、村主。

平井委員 23番 平井です。場所につきましては、\_\_\_\_\_東側、東南寄りの信号のある交差点の付近です。これにつきましても親子関係でございますので、何ら問題はございませんので、よろしくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。  
議案第6号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 高野尾、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町東山\_\_\_\_\_、

台帳地目 田、現況地目 原野、面積786㎡、外1筆で、合計面積3,685㎡です。

これにつきましては、平成4年10月28日国土院撮影の航空写真により、このときには既に申請地は荒廃していることが確認できます。これは、当該用地が耕作放棄後20年以上経過し、農地への復元も困難な状況であるという、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 黒田、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町三行小林 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積618㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により昭和59年にこの時点で居宅が建築されていることが確認できます。これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定で、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しておりまして、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上件数は2件、合計面積は4,303㎡、この内訳は田が3,685㎡、畑が618㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。  
それでは、1番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。これは15日の日に、会長、部会長、事務局と現地確認をしていただきまして、地目は田ですけども、周囲が山林になっておって、もう復元できないということと、また航空写真も出ていることから問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。本人さんが登記をしようとしたところ畑であったということで、非農地証明願が出ています。何ら問題ありませんので、よろしく願います。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、第6号議案については証明をすることに決定をいたします。  
次に、別紙でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんいただきたいと思  
います。

各地区別に、下の合計欄のところで説明をさせていただきます。

まず、津地区につきましては、田の賃貸借で31,865㎡、畑の賃貸借で  
775㎡、契約件数は24件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で8,243㎡、契約件数は2件で  
ございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で  
89,352㎡、畑の賃貸借、所有権移転で3,426㎡、契約件数は18件  
でございます。

芸濃地区につきましては、畑の使用貸借で983.94㎡、契約件数は1件  
でございます。

美里地区につきましては、畑の使用貸借で224㎡、契約件数は1件で  
ございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせまし  
て129,360㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせまし  
て5,408.94㎡、合計契約件数は46件、合計面積が  
134,768.94㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区が4件、安濃地区が7件、合計で  
11件、合計面積が58,804㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤  
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、第7号議案については適正であると認め、市長に進達をすること  
にいたします。  
以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしま  
した。  
以上で、第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時37分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年10月21日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_